

No.	87	R5 当初予算 R4 補正予算	1,047 百万円 523 百万円
事業名	離島活性化交付金	府省庁名	国土交通省
概要	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等の取組を支援する。		
支援対象	①地方公共団体 ②民間団体	補助率	① 1 / 2 以内 ② 1 / 3 以内 等
対象事業	<p>(1) 「定住促進」事業…雇用機会の創出のための戦略産品開発、企業誘致等促進、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、流通効率化設備導入、デジタル技術等新技術促進、小規模離島等生活環境改善、防災計画策定等</p> <p>(2) 「交流促進」事業…離島における地域情報の発信、観光地域づくり推進主体立上げ、滞在交流型観光のプログラム作成、関係人口創出に向けた交流イベント開催、交流人口・関係人口の拡大に必要なトイレ改修、離島留学事業（寄宿舍運営費・寄宿舍整備）など</p>		
支援内容	<p>上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。</p> <p>補助率：都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 民間団体…予算の範囲内で各事業の 1/3 以内</p> <p>（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）</p> <p>流通効率化事業は、民間団体であっても 1/2 以内 特定有人国境離島の輸送費支援事業は、6/10 以内</p> <p>（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）</p>		
離島での実績	R4 知夫里島（定住促進事業（既存施設のシェアオフィス等への改修）、弓削島（交流促進事業（寄宿舍整備））、福江島（安全安心向上事業（避難施設改修））等		
備考	令和5年度から離島振興法改正（令和4年11月公布、令和5年4月施行）を踏まえ、企業誘致等促進、デジタル技術等新技術活用促進、小規模離島等生活環境改善、関係人口創出に向けた取組への支援等を追加した。		
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課		
連絡先	03-5253-8421		
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html		

離島活性化交付金事業(概要)

令和5年度当初予算額:10.5億円(前年度予算額:13.0億円)
令和4年度第2次補正予算額:5.2億円

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を支援する枠組みとして、離島活性化交付金(既存)の支援対象事業を拡充の上、一層の離島振興を図る。

- ◆事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業:以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率:都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ◆事業期間:原則として3年以内
- ◆成果目標:あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

※下線が拡充等部分

- ・産業活性化事業
雇用の創出のための戦略産品開発
輸送費支援(戦略産品:5品目)
企業誘致等促進(企業誘致に向け調査、コーディネーター招聘等)
- ・定住誘引事業
U・J・Iターン希望者のための情報提供等
- ・流通効率化事業
コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機械、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
ドローン、グリーンスローモビリティ等の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全安心向上事業

防災計画作成、防災講習の実施等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
PR映像、パンフレットの制作等
イベントにおけるPR活動
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
観光地域づくり推進主体立上げ、
関係人口の創出に向けた中間支援組織の立ち上げ
交流人口の拡大に必要なトイレ改修等
- ・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進
離島留学(寄宿舍運営費等・寄宿舍整備費)、
関係人口の創出に向けた交流イベント開催等

No.	88		R5 当初予算	6,903 百万円の内数
事業名	離島広域活性化事業		府省庁名	国土交通省
概要	<p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定及び福祉向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する取組として、島外人材受入のための住宅やシェアオフィス等の整備、海上輸送費の軽減のための流通効率化関連施設整備、災害時の孤立等を防ぐための防災施設整備等の取組を支援する。</p>			
支援対象	①地方公共団体 ②民間団体	補助率	① 1 / 2 以内 ② 1 / 3 以内 等	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○定住促進住宅整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築） ○定住誘引施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築） ○流通効率化関連施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備 ○定住基盤強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の整備 ・ 防災活動拠点の改修 ・ 避難路、案内板等簡易な施設の整備等 ・ 緊急時物資等輸送施設の整備 ・ 災害応急対策施設の整備 ・ 感染症対策等の離隔施設への改修等 ・ 土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替 			
支援内容	<p>上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。</p> <p>補助率：都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 民間団体…予算の範囲内で各事業の 1 / 3 以内</p> <p>（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）</p> <p>※流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても 1/2 以内 ※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の 11.5% （上限事業費 541 万円）</p>			
離島での実績	(新設)			

備考	離島振興法改正（令和4年11月公布、令和5年4月施行）を踏まえ、令和5年度から新設。
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課
連絡先	03-5253-8421
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html

離島広域活性化事業(新規)(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みとして新たに社会資本整備総合交付金(離島広域活性化事業)を創設し、従前の離島活性化交付金から支援対象事業を拡充の上、一層の離島振興を図る。

◆事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体

◆対象事業:以下の事業メニューに該当するもの

◆補助率:都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内

(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)

※流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1/2以内

※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%(上限事業費541万円)

◆事業期間:原則として3~5年以内

目的:一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。 ※下線は従前離島活性化交付金にて支援を実施していなかったもの。

○定住促進住宅整備事業

- ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備
(既存施設の改修等及び新築)

○定住誘引施設整備事業

- ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築)

○流通効率化関連施設整備事業

- ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備

○定住基盤強化事業

- ・避難施設の整備
- ・防災活動拠点の改修
- ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等
- ・緊急時物資等輸送施設の整備
- ・災害応急対策施設の整備
- ・感染症対策等の離隔施設への改修等
- ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

No.	89		R5 予算額	—
事業名	離島における割増償却制度		府省庁名	国土交通省
概要	離島振興対策実施地域のうち、離島振興計画中に産業振興促進事項を定めている地区において、事業（製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
支援対象	①主として民間事業者	補助率	償却率 機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 旅館業 ・ 農林水産物等販売業 ・ 情報サービス業等 			
支援内容	事業者が、対象事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
離島での実績	<p>平成26年 1社2件（新潟県佐渡市）</p> <p>平成27年 1件</p> <p>平成28年 2件</p> <p>平成29年 2社6件（新潟県佐渡市（1社3件）、長崎県五島市（1社3件））</p> <p>佐渡市：島外企業が佐渡島で新規ホテル事業を開始。地元での新規雇用も生まれた。</p> <p>五島市：地元の養豚業者が、飼育頭数の増加に伴い新たな豚舎を建設。地元での新規雇用も生まれた。</p> <p>平成30年 1社2件（長崎県五島市）</p> <p>令和元年 6件</p> <p>令和2年 4件</p> <p>令和3年 6件</p>			
備考	<p>措置の対象は、下記2点をいずれも満たす地域に限る。</p> <p>①離島振興計画において産業振興促進事項が位置づけられている。</p> <p>②過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項が位置づけられていない。</p>			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html			

離島地域における税制特例

■ 所得税・法人税の割増償却【適用期間:令和5～6年度】

個人又は法人が、都道府県が策定する離島振興計画の産業振興促進事項に記載された区域*において、機械・装置、建物・その附属設備及び構築物の取得等をして対象事業の用に供した場合は、5年間の割増償却ができる。

*過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項に記載された区域を除く

対象事業:製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1)対象 ①資本金5,000万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等
※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含む。

②資本金5,000万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設による取得等

(2)取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合

事業者の資本金規模	資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農販業・情報サービス業等	500万円以上		

(3)割増償却の償却限度額 機械・装置:普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%

■ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填【適用期間:令和5～6年度】

地方税法第6条の規定により地方公共団体が課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税により減収補填

*上記、国税の割増償却に係る離島振興計画の産業振興促進事項に記載された区域*に限る。

*薪炭製造業を除き、過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項に記載された区域を除く

(1)対象税目

- ・事業税(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業)
- ・不動産取得税(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等)
- ・固定資産税(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等)

(2)取得価額の下限值

事業者の資本金規模	資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農販業・情報サービス業等	500万円以上		

No.	90		R4 予算額	9,400 千円
事業名	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」		府省庁名	国土交通省
概要	<p>全国の離島地域が都心に集まり「島と都市部との交流」「島と島との交流」を通じて定住促進を図る事業である「アイランダー」を開催し、離島の魅力の情報発信を行う場を提供するとともに、都市住民の離島に対するニーズの把握を目的とした調査業務（参加者等へのアンケート）を行う。</p> <p>令和4年度は令和2年度から行ってきたオンライン交流イベントに加え、3年ぶりに池袋を会場としたリアル交流イベントを行い、ハイブリッド型として開催した。令和5年度においても、令和4年度と同様にオンライン交流イベントや離島物産展、移住定住・観光の個別相談等を実施予定。</p>			
支援対象	①離島関係都道府県及び市町村 ②離島関係組織	補助率	—	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイランダーへの参加 ・ 移住定住及び観光に関する情報の発信 ・ 島製品の販売 ・ 他島との交流 			
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの開催 ・ 調査データのフィードバック 			
離島での実績	平成6年3月以来、30回開催（令和4年度末時点）			
備考	原則として、（公財）日本離島センター会員及び離島関係組織のみ参加可能			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	https://www.i-lander.com/			

全国の離島地域の魅力を発信する場を提供し、「島と都市及びその他地域との交流」、「島同士の交流」等を通じて、関係人口拡大やUJIターンによる定住の促進、離島に対するニーズの把握を行うことにより離島地域の活性化を図る目的で開催。(平成6年3月から毎年開催しており、令和4年度で30回目)

実施内容



【令和4年度実績】

- ・開催日: 令和4年11月12日～11月20日 ※ハイブリッド開催
- ・参加離島数: 155島 / 参加団体: 87団体
- ・公式サイトアクセス数: 15,559人
- ・リアル会場来場者数: 3,880人

リアルコンテンツ

池袋サンシャインシティ 展示ホールC

- ・移住、観光相談
- ・ハローワーク
- ・物産販売
- ・ワークショップ 等



オンラインコンテンツ

アイランダー公式ホームページ

- ・移住、観光相談
- ・オンライン観光
- ・島の紹介 等



令和5年度予定

- ・開催日(予定): 令和5年11月中旬～下旬
- ・開催場所(予定): 【会場】池袋サンシャインシティ 展示ホールD(東京都豊島区東池袋3-1-4 文化会館ビル2階)
【オンライン】アイランダー公式ホームページ(<https://www.i-lander.com/>)
- ・実施内容(予定): 移住・観光相談、離島物産展、ワークショップ、オンライン交流イベント等
- ・主催: 国土交通省、公益財団法人日本離島センター

No.	91		R5 予算額	-
事業名	離島と企業をつなぐ「しまっちんぐ」		府省庁名	国土交通省
概要	<p>・離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を設け、商談などを通じて、離島の活性化につなげる取組</p> <p>・令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンラインにて開催。</p>			
支援対象	離島振興対策実施地域等の関係者	補助率	—	
対象事業	<p>離島地域と企業が協働で、地域課題の解決につながる活性化プロジェクトを立ち上げるため、以下内容を実施。</p> <p>①離島のニーズの掘り起こし (担当官とのオンライン打合せを数回実施)</p> <p>②離島と企業をつなぐマッチングの実施 (離島と企業が直接対話できるよう担当官が支援)</p>			
支援内容	②について、国土交通省が実施。①については、自治体が任意で自己負担により行う。			
離島での実績	<p>平成 27 年度：7 地域が参加 平成 28 年度：12 地域が参加 平成 29 年度：8 地域が参加 平成 30 年度：7 地域が参加 令和元年度：10 地域が参加 令和 2 年度：9 地域が参加 令和 3 年度：11 地域が参加 令和 4 年度：6 地域が参加</p> <p>① 愛知県西尾市 佐久島 ④ 岡山県笠岡市 笠岡諸島 ② 三重県鳥羽市 鳥羽諸島 ⑤ 鹿児島県三島村 竹島・硫黄島・黒島 ③ 島根県西ノ島町 西ノ島 ⑥ 沖縄県北大東村 北大東島</p>			
備考	平成 27 年度から開始された事業であり例年、夏頃に参加離島の募集を行う。 参加者・要件は問わないが、自治体担当者を通じた参加が条件。 詳細は HP 参照			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	https://www.i-lander.com/2022/shimatching			

離島と企業をつなぐ『しまっちゃんぐ』の概要

- 地域課題を解決する1つの手段として、離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を提供する『しまっちゃんぐ』を開催。
- 対話重視のマッチングにより、離島活性化のための事業につなげる。

離島地域

- ・島を活性化したい
- ・島の魅力をもっと活かしたい
- ・外の企業と交流する機会が少ない

民間企業(島外)

- ・島と事業を立ち上げたいが、島のことが良くわからない
- ・島に貢献したいがつながり方がわからない

WEB版「しまっちゃんぐ」

～離島と企業をつなぐプラットフォーム～

・特設Webサイトに離島側の情報を掲載

「しまっちゃんぐ」ページに島のビジョンや離島側がどのような企業・人材を求めているか等についての情報(動画等)を掲載

【WEBサイト掲載】

- ・離島の概況
- ・離島のビジョン
- ・離島からのメッセージ
- ・求める企業の説明動画など
- ・オンラインミーティングの予約フォーム等



企業関係者が離島の情報を確認

・民間企業と離島地域がオンラインで交流

WEB会議ツールを使って、オンラインで離島関係者と企業側が交流



お互いが顔の見える形で、PRや関心事項等を意見交換・情報交換しつつ、離島活性化に資する事業化に向けたマッチングの可能性を追求

離島と企業によるプロジェクトの実施

離島と企業の思いがマッチングしたら事業化を目指す。

【プロジェクトの例】島の小学生による特産品開発

沖島(滋賀県近江八幡市)では、「しまっちゃんぐ」をきっかけに、沖島小学校、行政、地元協議会、コープおきなわ、コープしが、池田牧場が連携し、児童による島の特産(さつまいも)をつかったアイスクリームづくりを行い、平成29年2月に販売会を開催。



離島の活性化

No.	92	R5 当初予算	160 百万円
事業名	スマートアイランド推進実証調査	府省庁名	国土交通省
概要	離島地域が抱える課題解決のため、ICTやドローンなどの新技術の離島地域への実装を図る実証調査を行う		
支援対象	離島振興対策実施地域を構成員に含むコンソーシアム等	補助率	- (国土交通省による調査事業)
対象事業	<p>離島振興法に明示する離島振興基本方針※に掲げる各分野における課題を対象とし、当該離島が目指す離島振興のビジョン及び現状の課題を踏まえた対策として実施する実証調査とする。</p> <p>※参照 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000004.html</p>		
支援内容	新技術や新たな知見の社会実装に必要な事項の検証と実証調査に要する経費		
離島での実績	<p>R4 年度：飛島、大崎上島ほか R3 年度：佐久島、福江島ほか R2 年度：日間賀島、八丈島ほか</p> <p>https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html</p>		
備考	令和2年度から開始された事業である。		
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課		
連絡先	03-5253-8421		
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html		

スマートアイランド推進実証調査(継続)

離島は四方を海などに囲まれ本土から隔絶されているため、人の移動や物流への制約などの条件不利性を背景にした様々な課題を有している。

このため「スマートアイランド推進実証調査事業」により、ICTなどの新技術を有する民間企業・団体と離島地域が協力してそれらの課題解決に取り組む。

実証調査の例(想定)

医療

島の課題

常勤医師の不足、各部門の専門医が不在



遠隔診療



AI診断システム



実証内容

遠隔診療により患者側の負担を軽減しつつ、**AI診断システム**を組み合わせる等により医師側の負担も軽減

物流

島の課題

物流体制が定期航路の運航に左右される



無人運行船



無人帆船ドローン



無人小型飛行機

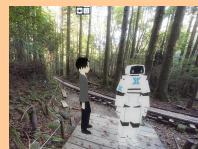
実証内容

従来のドローンより**大きな物資を運ぶことが可能な無人運行船や無人小型飛行機等**を運航

交流

島の課題

島の魅力や特産品をPRする場が少ない



メタバースの活用

左上：島内周遊 右上：産直市場
下：移住相談

実証内容

メタバース上で対話しながら、**島内観光や特産品の販売、移住相談等**を実施

エネルギー

島の課題

島外に依存した高コストなエネルギー供給体制



波力発電



小水力発電



燃料化予定の漂着ゴミ

漂着ゴミから再生された樹液燃料
樹液燃料製造機「ステラ」

漂着プラスチックゴミの燃料化

実証内容

島内に豊富に存在する再エネ資源のうち、**活用が進んでいない分野**について実証

アイランダー(継続)

【目的】

全国の離島地域の関係者が集まり、交流促進や定住促進のため、離島の魅力の情報発信を行う機会を提供し、都市住民やその他地域住民のニーズを把握

【内容】

- ① 交流事業や観光情報の発信
- ② 移住情報の発信(求人情報、空屋、借家情報等)
- ③ 離島の伝統文化の体験、特産品の紹介 等

No.	93	R5 予算額	331 百万円
事業名	官民連携基盤整備推進調査費	府省庁名	国土交通省
概要	官民連携による地域活性化を図るため、民間の設備投資等と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を行う。		
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村等）	補助率	1 / 2
対象事業	<p>地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設）の事業化に向けて必要な調査検討の経費。</p> <p>① 施設整備の内容に関する調査 （基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）</p> <p>② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査 （PPP/PFI 手法の選定、官民の業務分担、VFM の算定等）</p>		
支援内容	<p>補助率： 1 / 2</p> <p>令和 5 年度も引き続き、下記の調査について重点支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PPP/PFI の推進に資する調査（特にインフラの包括的運営の調査検討） ・ 広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査 		
離島での実績	<p>H25 石垣市（クルーズ船寄港のための港湾整備の検討で活用）</p> <p>H28 石垣市（旧石垣空港跡地における公園整備の検討で活用）</p> <p>R3 新潟県・佐渡市（両津港における港湾再整備の検討で活用）</p>		
備考			
担当部署	国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室		
連絡先	03-5253-8360		
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html		

官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業 (官民連携基盤整備推進調査費)

令和5年度予算 331百万円

地域活性化に資することを目的として、民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備(道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等)を進めるため、地方公共団体が行う事業化の検討を支援する。
特に、PPP/PFIの推進に資する調査及び広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査を重点支援する。

制度の概要

【配分先】地方公共団体(都道府県・市町村等)

【補助率】1/2

【支援内容】

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備※の事業化に向けて必要な調査検討の経費を補助する。

<調査内容>

① 施設整備の内容に関する調査

- ・基礎データ収集、需要予測
- ・施設配置、概略設計
- ・整備効果検討 等

② 施設の整備・運営手法に関する調査

- ・PPP/PFI事業手法の選定
- ・官民の役割分担
- ・VFMの算定 等

※ 国土交通省所管の道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設(社会資本整備総合交付金の基幹事業等として実施が可能なもの)

制度の事例

【凡例】 社会基盤整備



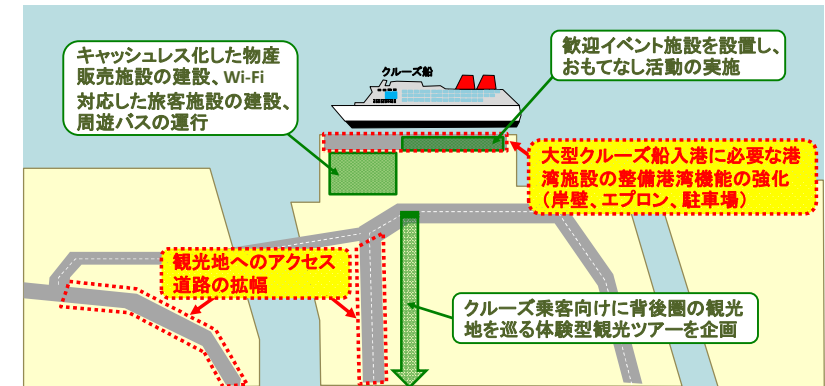
民間事業活動



例: 大型クルーズ船受入のための港湾施設整備の検討

【調査内容の例】

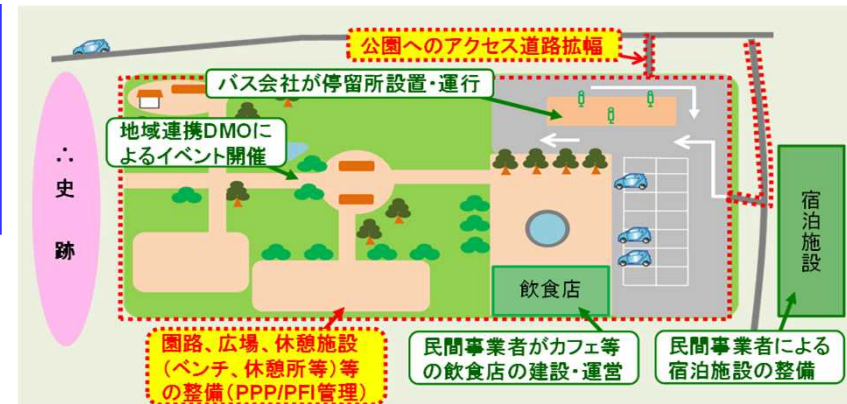
- ① 港湾施設整備に係る需要調査、大型クルーズ船寄港に必要な港湾機能の検討
- ② ①の調査結果に基づく岸壁、エプロン、駐車場、アクセス道路の概略設計 等



例: 観光振興のための公園整備の検討

【調査内容】

- ① 公園施設の再整備及びアクセス道路の拡幅等に係る需要調査、基本計画策定、概略設計
- ② 公園施設の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討 等



No.	94	R5 当初予算	20,692 百万円
事業名	地域公共交通確保維持改善事業	府省庁名	国土交通省
概要	地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援		
支援対象	公共交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、地域における協議会又は地方公共団体	補助率	1 / 2、1 / 3 等
対象事業	<p>○地域の实情に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）</p> <p><幹線バス交通や地域内交通の運行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援 ・過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援 ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援 <p><離島航路・航空路の運航></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援 <p><エリア一括協定運行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行（エリア一括協定運行）する場合における長期安定的な支援 <p>○快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 ・経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新 ・障害者用 IC カードの導入 等 <p>○持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定（地域公共交通調査等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等 ・バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査 ・ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業等を支援（地域公共交通再構築調査事業） 		

支援内容	<p>○地域公共交通確保維持事業 <補助率>1/2 等</p> <p>○地域公共交通バリア解消促進等事業 <補助率>1/3 等</p> <p>○地域公共交通調査等事業 <補助率>1/2</p> <p>※ 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実</p>
離島での実績	<p>令和4年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島航路運営費補助 127航路 ・離島航空路運航費補助 15航空路 等
備考	
担当部署	国土交通省総合政策局地域交通課
連絡先	03-5253-8396
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

令和5年度概算決定額
20,692百万円（前年度1.00倍）

地域公共交通確保維持事業
(地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

○ **地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行**

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援

○ **離島航路・離島航空路の運航**

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

○ **エリア一括協定運行 新設**

- ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行（**エリア一括協定運行**）する場合にはおける長期安定的な支援



地域公共交通バリア解消促進等事業
(快適で安全な公共交通の実現)

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
- 障害者用ICカードの導入 等



地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
- **ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築**を促すため、**協議会の開催、調査事業、実証事業**等を支援
(地域公共交通再構築調査事業) 新設

地域公共交通確保維持改善事業による離島航路補助制度の概要

『地域公共交通確保維持改善事業』R5予算額：207億円(R4予算額：207億円)

◇島民生活に必要不可欠な離島航路の維持・確保を支援

〈R5予算額 離島航路：70.5億円〉(R4予算額：70.5億円)

○補助対象は唯一かつ赤字の航路

1. 離島航路運営費補助

- ・欠損見込額に対する補助

2. 離島住民運賃割引補助

- ・協議会の決定による離島住民運賃割引費用の1/2を支援(残り1/2は自治体等で負担)

3. 離島航路構造改革補助

- ・公設民営化等による船舶の代替建造費用への支援

一般航路

一般旅客定期航路事業に係る航路[528航路]

離島航路

本土と離島、離島間等を結ぶ航路[286航路]

補助航路

離島航路のうち、唯一かつ赤字の航路
[127航路※]

【離島航路に就航する船舶の例】



※ 航路数は令和4年4月1日現在の数値

離島航空路線に係る運航費及び離島住民運賃割引補助の実施

○離島航空路線の安定的な輸送の確保のため、運航費に対する補助及び離島住民運賃割引に対する支援を実施。【地域公共交通確保維持改善事業】

R5 予算額 207億円の内数 (R4 予算額 207億円の内数)

離島航空路線に係る航空機購入費補助の実施

○離島住民の日常生活に不可欠な離島航空路線を維持するため、離島に就航する航空機等の購入費に対する支援を実施。

(補助対象航空機:9人以上の旅客、1,500m以下の長さの滑走路で離着陸できる飛行機)

R5 予算額 15.1億円 ※オリエンタルエアブリッジ(株)の機材更新に対する支援
 (R4 予算額 14.7億円 ※オリエンタルエアブリッジ(株)の機材更新に対する支援)

離島航空路線に就航する主な機材



ATR42-600 (48人乗り)



Do228-212(トルニエ) (19人乗り)

【参考】離島航空路線に係る着陸料等の軽減措置(令和5年度)

〈着陸料の軽減〉

	軽減措置
ジェット機	本則×1/6
その他	本則×1/8
(うち6t以下)	本則×1/16

注) 最大離陸重量50t以下の小型機材については、さらに20%の軽減(20t以下の小型機材については、30%の軽減)
 ※令和5年度においては、国内線に係る着陸料、停留料、航行援助施設利用料について、合計で約3割軽減

〈航行援助施設利用料の軽減〉

	軽減措置
ジェット機	本則×1/6
その他	本則×1/8
(うち15t以下)	本則×1/16

注) 最大離陸重量15t以上20t以下の小型機材については、さらに1/2の軽減
 ※令和5年度においては、国内線に係る着陸料、停留料、航行援助施設利用料について、合計で約3割軽減

〈航空機燃料税の軽減〉

	コロナ前水準	令和5年度
本則	18,000円/kl	13,000円/kl
特定離島路線	13,500円/kl	9,750円/kl
沖縄路線	9,000円/kl	6,500円/kl

No.	95	R5 当初予算 R4 補正予算	海洋の開発・利用・保全の 戦略的な推進のための予算 (63 百万円) の内数
事業名	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	府省庁名	国土交通省
概要	沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な実験を行う。		
支援対象	海の次世代モビリティの製造・運用者、結果を評価するユーザー（地方自治体等）が共同で応募・実施するもの ※ 地方自治体が共同実施者として参画することは必須ではないが、応募に当たっては、実験海域の使用に係る自治体を含む関係者へ説明済みであることを条件とする予定。	補助率	実験に要する経費の助成（500 万円以内）
対象事業	海の次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用法を提案し実証するもの ※ 海の次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROV など、海上または海中を無人で浮遊し移動するものを指します。 ※ 新たな利活用の促進を目的としているため、海の次世代モビリティの新たな利活用で結果を公表できるものを対象とします。すでに実用化されている利活用法は対象外です。 ※ 新たな技術の適用に限らず、既存の技術を新たな用途に応用するものも対象になります。		
支援内容	実験に要する経費の助成（500 万円以内） ※ 実験に要する経費について、上限額まで助成します。 ※ 計上できる経費の詳細は応募要領でご案内します。		
離島での実績	R4 年度は、香川県三豊市粟島港にて実証事業を行い、海床ロボット（ASV）を用いて水上レストランサービスによる新観光産業の創出可能性を検討した。		
備考	詳細は調整中のため、変更がありうる。 公募は 5 月以降に開始予定。		
担当部署	国土交通省総合政策局海洋政策課		
連絡先	03-5253-8266		
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobijishou.html		

実験の目的

沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な実験を行う。

実験の概要

実験内容: 海の次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用法を提案し実証するもの

- ※ 海の次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROVなど、海上または海中を無人で浮遊し移動するものを指します。
- ※ 新たな利活用の促進を目的としているため、海の次世代モビリティの新たな利活用で結果を公表できるものを対象とします。すでに実用化されている利活用法は対象外です。
- ※ 新たな技術の適用に限らず、既存の技術を新たな用途に応用するものも対象になります。

実施体制: 海の次世代モビリティの製造・運用者、結果を評価するユーザー(自治体等)が共同で応募・実施

- ※ 地方自治体が共同実施者として参画することは必須ではありません。ただし、応募に当たっては、実験海域の使用に係る自治体を含む関係者の了解を得ることが条件となります。

助成額: 1件あたり500万円程度(上限)

- ※ 実験に要する経費について、上限額まで助成します。
- ※ 計上できる経費の詳細は応募要領でご案内します。

採用件数: 5件程度採択予定

スケジュール(予定)

公募期間: 5月～6月上旬

採択公表: 6月下旬

実証実施: 7月～翌1月中

結果取りまとめ: ～2月下旬

結果報告会: 3月

※ 詳細は調整中のため、変更がありうる旨、あらかじめご了承ください。

No.	96	R5 当初予算	5,400 百万円
事業名	空き家対策総合支援事業	府省庁名	国土交通省
概要	空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPO や民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。		
支援対象	地方公共団体等	補助率	以下のとおり
対象事業	<p><空き家対策基本事業></p> <p>○空き家の活用（地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用する場合に限る）</p> <p>○空き家の除却</p> <p>①特定空家等の除却（行政代執行・略式代執行等によりやむを得ず行う除却に係る補助率：国1/2）</p> <p>②不良住宅の除却</p> <p>③上記以外の空き家の除却（跡地を地域活性化のために計画的に利用する予定があるものに限る）</p> <p>※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかかりまし費用も補助</p> <p>○空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ</p> <p>○空き家を除却した後の土地の整備</p> <p>○空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握</p> <p>○空き家の所有者の特定</p> <p><空き家対策附帯事業></p> <p>○空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業</p> <p>①行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用</p> <p>②代執行後の債権回収機関への委託費用</p> <p>③財産管理制度の活用に伴い発生する予納金</p> <p><空き家対策関連事業></p> <p>○基本事業とあわせて実施する以下の事業</p> <p>・住宅・建築物耐震改修事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業</p> <p>・狭あい道路整備等促進事業 ・小規模住宅地区改良事業 ・地域優良賃貸住宅整備事業</p> <p>・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業</p> <p><空き家対策促進事業></p> <p>○空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業</p> <p><空き家対策モデル事業></p> <p>○調査検討等支援事業</p> <p>以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援</p> <p>1. 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等</p> <p>2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等</p> <p>3. ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空き家の活用等</p> <p>○改修工事等支援事業</p> <p>創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援</p>		

<p>支援内容</p>	<p>○空き家の活用 [補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3]</p> <p>○空き家の除却（代執行等） [補助率：市区町村が実施 国 1/2、市区町村 1/2]</p> <p>○空き家の除却（上記以外） [補助率：市区町村が実施 国 2/5、空き家所有者等が実施 国 2/5・市区町村 2/5]</p> <p>○空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ [補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3]</p> <p>○空き家を除却した後の土地整備 [補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3]</p> <p>○空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握 [補助率：市区町村が実施 国 1/2]</p> <p>○空き家の所有者の特定 [補助率：市区町村が実施 国 1/2]</p> <p>○空き家対策附帯事業 [補助率：市区町村が実施 国 1/2]</p> <p>○空き家対策関連事業 [補助率：各事業による]</p> <p>○空き家対策促進事業 [補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3]</p> <p>○空き家対策モデル事業 調査検討等支援事業 [補助率：定額（国）] 改修工事等支援事業 [補助率：活用 国 1/3、除却 国 2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国 1/3]</p>
<p>離島での実績</p>	<p>令和元年度：【除却】13市町村（12%）※／302棟 【活用】7市町村（6%）※／13棟 令和2年度：【除却】19市町村（17%）※／368棟 【活用】10市町村（9%）※／27棟 令和3年度：【除却】26市町村（23%）※／564棟 【活用】7市町村（6%）※／40棟 ※ 市町村数(離島振興対策実施地域 111 全市町村数に対する割合)</p>
<p>備考</p>	<p>以下の要件等を満たす必要あり ・空家等対策計画を策定（実態把握を除く） ・空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある</p>
<p>担当部署</p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室</p>
<p>連絡先</p>	<p>03-5253-8508</p>
<p>参照 HP</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html</p>

空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。(事業期間:平成28年度～令和7年度)

事業内容

<空き家対策基本事業>

- 空き家の活用(設計費等を含む) **拡充**
【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家の活用か除却かを判断するためのフィジビリティスタディ **創設**
【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家の除却※1(設計費等を含む) **拡充**
【補助率:市区町村が実施 国2/5※2、空き家所有者等が実施 国2/5・市区町村2/5】

- ① 特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行等に係る除却費用のうち回収不能なものを含む)
- ② 不良住宅※3の除却
- ③ 上記以外の空き家の除却※4

※1 ㎡当たりの除却単価の算出が困難な空き家に付属する煙突や門扉等の除却、吹き付けアスベスト等の除去に係るかかり増し費用を補助対象に追加 **拡充**

※2 市町村が行政代執行等によりやむを得ず行う特定空家等の除却の補助率を国1/2に引き上げ **拡充**

※3 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外 **見直し**

※4 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外 **見直し**

- 空き家を除却した後の土地の整備【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空家等対策計画の策定等に必要となる空き家の実態把握【補助率:市区町村が実施 国1/2】
- 空き家の所有者の特定【補助率:市区町村が実施 国1/2】

<空き家対策附帯事業>【補助率:市区町村が実施 国1/2】

- 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業※5

※5 改正民法による所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度を活用する際に必要となる予納金等の法務的手続費用を補助対象に追加 **拡充**

<空き家対策関連事業>【補助率:各事業による】

- 基本事業とあわせて実施する以下の事業
・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業※6 等

※6 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助対象限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha) **拡充**

<空き家対策促進事業>【補助率:市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

<空き家対策モデル事業> (NPOや民間事業者等が実施するもの)

① 調査検討等支援事業 **拡充**

以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討※やその普及・広報等※への支援【補助率:定額(国)】

- | | | |
|--|---------------------------------------|--|
| 1. 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等 | 2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等 | 3. ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空き家の活用等 |
|--|---------------------------------------|--|

※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組であること

② 改修工事等支援事業 **創設**

創意工夫をこらしたモデル性の高い※空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率:活用 国1/3、除却 国2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国1/3】

※ 上記①の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない。

補助事業者・補助率

基本事業	空き家所有者等が実施※	市区町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市区町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市区町村1/2
除却(代執行等)	-	国1/2、市区町村1/2
除却(上記以外)	国2/5、市区町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市区町村3/5

※市町村による補助制度の整備が必要

モデル事業	NPO・民間事業者等が実施
調査検討等	定額(国)
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5